

九州大学が保有する情報の格付け及び取扱制限に関する規程

平成28年度九大規程第124号
制定：平成29年 3月31日
最終改正：令和元年12月12日
(令和元年度九大規程第100号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が保有する情報の格付け及び取扱制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付けの指定)

第2条 本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）は、組織的に取り扱う情報を次に定める格付けの区分及び分類の基準に応じ、それぞれに格付けを指定するものとする。

(1) 機密性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
機密性3情報	特段の機密性を要する情報
機密性2情報	特段の機密性は要しないが、直ちに一般に公開することを前提としていない情報
機密性1情報	公開情報又は公開しても差し支えない情報

(2) 完全性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、国民又は本学関係者の権利が侵害され又は本学の業務の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
完全性1情報	完全性2情報以外の情報（書面を除く。）

(3) 可用性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
可用性2情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民又は本学関係者の権利が侵害され又は本学の業務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
可用性1情報	可用性2情報以外の情報（書面を除く。）

2 前項第1号に規定する格付けの区分のうち、機密性3情報及び機密性2情報を要機密情報という。

3 第1項第2号に規定する格付けの区分のうち、完全性2情報を要保全情報という。

4 第1項第3号に規定する格付け区分のうち、可用性2情報を要安定情報という。

(要保護情報)

第3条 前条第2項、第3項及び第4項に規定する要機密情報、要保全情報及び要安定情報を要保護情報という。

2 職員等は、要保護情報について、次に掲げる取扱制限の種類及び指定方法に応じ、それぞれに適切な取扱制限を指定するものとする。

(1) 機密性についての取扱制限の種類及び指定方法

取扱制限の種類	指定方法
複製について	複製禁止、複製要許可
配付について	配付禁止、配付要許可
暗号化について	暗号化必須、保存時暗号化必須、通信時暗号化必須

印刷について	印刷禁止、印刷要許可
転送について	転送禁止、転送要許可
転記について	転記禁止、転記要許可
再利用について	再利用禁止、再利用要許可
送信について	送信禁止、送信要許可
参照者の制限について	関係者限り

(2) 完全性についての取扱制限の種類及び指定方法

取扱制限の種類	指定方法
保存期間について	〇〇まで保存
保存場所について	〇〇において保存
書換えについて	書換禁止、書換要許可
削除について	削除禁止、削除要許可
保存期間満了後の措置について	保存期間満了後要廃棄

(3) 可用性についての取扱制限の種類及び指定方法

取扱制限の種類	指定方法
復旧までに許容できる時間について	〇以内復旧
保存場所について	〇〇において保存

(格付け及び取扱制限の決定)

第4条 職員等は、情報の作成時又は情報を入力しその管理を開始する時に、当該情報について、電磁的記録については機密性、完全性、可用性の観点から、書面については機密性の観点から、格付け及び取扱制限の定義に基づき、その決定を行うものとする。

(取扱制限の遵守等)

第5条 情報の取扱いに当たっては、当該情報の取扱制限及びそれに基づく取扱手順等を遵守しなければならない。

(格付け及び取扱制限の明示)

第6条 職員等は、情報の格付け及び取扱制限を指定した場合には、原則として、それを認識できる方法を用いて明示するものとする。

(格付け及び取扱制限の継承等)

第7条 職員等は、情報の格付け及び取扱制限を指定するにあたっては、当該情報の保有に際し参照又は取得した情報に既に格付け又は取扱制限の指定がなされている場合は、当該格付け又は取扱制限を継承又は参酌するものとする。ただし、学外から入手した情報で本学と異なる基準により格付けされたものについては、本学の基準に基づいて再度格付け及び取扱制限を指定する。この場合において、学外において指定された取扱制限に留意する。

(格付け及び取扱制限の指定の変更)

第8条 職員等は、元の格付け又は取扱制限がその時点で不適当と考えるため、他者が指定した情報の格付け及び取扱制限を見直す必要があると判断する場合には、元の取扱いを指定した者又は同人が所属する上司に相談する。

- 2 相談者又は被相談者は、情報の格付け及び取扱制限について見直しを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、当該情報に対して新たな格付け及び取扱制限を指定する。
- 3 相談者又は被相談者は、情報の格付け及び取扱制限を見直した場合には、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知し、同一の情報が異なる格付け及び取扱制

限とならないように努める。

- 4 職員等は、自らが指定した格付け及び取扱制限を変更する場合には、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知し、同一の情報が異なる格付け及び取扱制限とならないように努める。

(変更後の指定者)

第9条 情報の格付け及び取扱制限を変更する者は、変更後の格付け及び取扱制限の指定者について、変更前の指定者が継続するのか、変更者が新たに指定者となるのかについて明確にする。

(既存の情報についての措置)

第10条 職員等は、本基準の施行日以前に作成又は入手した情報を取り扱う場合には、当該情報の格付けを行う。

- 2 職員等は、本基準の施行日以前に作成又は入手した情報を取り扱う場合には、取扱制限の必要性の有無を検討し、必要と認めるときは、取扱い制限を指定する。

(格付け及び取扱制限の特例)

第11条 本学が保有する情報のうち、この規程を適用することで業務の遂行に重大な支障をきたすと認められるものであって、関係法令等及び本学の諸規則等（以下「関係法令等」という。）において情報の取り扱いの定めがあるものについては、当該関係法令等により取り扱うことができるものとする。

- 2 前項の要件に該当する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 九州大学法人文書管理規程（平成22年度九大規程第148号）別表第2に掲げる診療録及び診療に関する諸記録
- (2) 九州大学営業秘密管理規程（平成28年度九大規程第49号）に基づき営業秘密として指定された情報

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本学が保有する情報の格付け及び取扱制限に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報システムに記録されている情報の格付け及び取扱制限に係る運用上のガイドライン等については、「情報政策に係わる体制及び職務について」（平成26年5月13日部局長会議決定）に定める最高情報セキュリティ責任者（CISO）が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第58号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第100号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。